

○農林水産省告示第 号

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）第六条第二項及び第八条第二項の規定に基づき、平成十三年三月十四日農林水産省告示第三百三十二号（農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 計測方法 標準計測方法は、次の1から15までの品位の項目について品位等検査又は成分検査を行う場合に用いるものとする。</p> <p>1 水分 (1) (略) (2) 電気水分計による測定方法 ①～③ (略) ④ 電気水分計の調整 電気水分計は、定期的に精度を点検して使用する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 死米及び着色粒</u> <u>死米及び着色粒は、穀粒判別器を用いて測定する。</u></p> <p><u>(1) 適用品目</u> <u>国内産玄米（水稻うるち玄米に限る。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 装置及び器具</u> <u>穀粒判別器及び付属器具一式</u></p> <p><u>(3) 測定方法</u> <u>① 試料の調製</u> <u>試料は、約1,000粒の国内産玄米を用いる。</u></p> <p><u>② 測定操作</u> <u>穀粒判別器を水平な場所に設置し、当該穀粒判別器の使用説明書に従い、測定操作を行うこととする。</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 計測方法 標準計測方法は、次の1から14までの品位の項目について品位等検査又は成分検査を行う場合に用いるものとする。</p> <p>1 水分 (1) (略) (2) 電気水分計による測定方法 ①～③ (略) ④ 電気水分計の調整 電気水分計は、定期的に<u>基準となる電気水分計と同一試料を測定すること等により、水分計の</u>精度を点検して使用する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

③ 混入割合の算出

同一試料について3回測定を行い、それぞれの平均値を小数点以下第1位まで算出し、これを当該試料の死米及び着色粒の混入割合とする。

(4) 穀粒判別器の調整

穀粒判別器は、定期的に精度を点検して使用する。

6～15 (略)

5～14 (略)